

議案第19号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員(次に掲げる職員を除く。)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行7級職員」という。)

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族である子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(以下「行7級職員」という。)」を「行7級職員」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定

その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を削り、第10条の2を第10条とする。

第11条第1項第1号中「通勤のため交通機関等」を「通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）」に改め、「運賃」の次に「又は料金（以下「運賃等」という。）」を加え、「常例にする」を「常例とする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「市長の」を削り、同項第2号中「掲げる額（」を「定める額（」に改め、同号ウ中「掲げる」を「定める」に改め、同項第3号中「市長が」を削り、「及び前号に掲げる額にその者」を「及び前号に定める額に当該職員」に、「掲げる額又は前号に掲げる額にその者」を「定める額又は前号に定める額に当該職員」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、支給対象期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等

の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第19条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあって

は、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第20条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条の2第2項中「から第10条の2まで」及び「及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員」を削り、同条第3項中「から第10条の2まで」を「、第10条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第4条第3項から第10項まで、第9条及び第10条の規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

(佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成20年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「から第10条の2まで、第18条の2及び第21条」を「、第10条及び第18条の2」に改め、同条第2項中「、第20条第2項」の次に「、第21条第2項」を、「採用された職員」の次に「(以下「特定任期付職員」という。)」を加え、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第21条第2項中「その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「特定任期付職員の総額は、当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額」に改める。

第9条第2項を削る。

第10条第1項中「、第9条から第11条まで及び第14条」を「及び第9条から第11条まで」に改め、同条第2項中「第2条第4項及び」を削り、「給与条例第2条第4項中「及び災害派遣手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当」と、給与条例第12条」を「同条」に、「職員」とあるのは」を「職員」とあるのは、」に改める。

(佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の各号」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の次に「(昭和27年法律第289号)」を加える。

第18条の2第1項中「及び第6条の2」及び「及び佐倉市任期付職員の採用等に関する条例(平成20年佐倉市条例第6号)第4条の規定により採用された職員」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第6条及び第6条の2の規定は、佐倉市任期付職員の採用等に関する条例(平成20年佐倉市条例第6号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。

(佐倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第4条 佐倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年佐倉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第12条から第14条までの規定中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年佐倉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第9項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に

改める。

(佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7項の規定 公布の日

(2) 第1条中一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）

第20条の2第3号及び第4号の改正規定並びに給与条例第20条の3第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第6項の規定 令和7年6月1日

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準

ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第9条及び第3条の規定による改正後の佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後企業職員給与条例」という。)第6条の規定の適用については、改正後給与条例第9条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行7級職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とし、改正後企業職員給与条例第6条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第5号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「

(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」

とする。

（通勤手当に関する経過措置）

- 5 改正後給与条例第11条第4項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（期末手当に関する経過措置）

- 6 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに附則第1項第2号に掲げる規定の施行前に犯した刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後給与条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（その他の経過措置の規則等への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則（地方公営企業の管理者が担任する事項については、管理規程）で定める。

（佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 8 佐倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の表第22条の2第2項の項中

「

第4条第3項から 第10項まで及び 第9条から第10 条の2まで	第9条から第10条の2まで
---	---------------

」を

「

第4条第3項から 第10項まで及び 第9条	第9条及び第10条
-----------------------------	-----------

」に改め、「及び任

期付職員条例第4条の規定により採用された職員」を削る。